

判決年月日	平成27年4月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成26年(ネ)第10063号		
<p>○著作権侵害行為差止等請求の事案において、①原判決が著作物性を否定した幼児用椅子（控訴人製品）の著作物性を認めた上で、②侵害品とされる幼児用椅子（被控訴人製品）は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえないなどとして、原判決の結論を維持した事例。</p>			

（関連条文）著作権法2条1項1号，2項，10条1項4号，不正競争防止法2条1項1号，2号，民法709条
（関連する権利番号等）

1 事案の概要等

控訴人らは、いずれもノルウェー法人である。被控訴人は、日本法人であり、各種育児用品、家具の販売等を目的とする株式会社である。

本件において、控訴人らは、被控訴人の製造、販売する幼児用椅子（被控訴人製品）の形態が、控訴人らが製造などしている幼児用椅子（控訴人製品）の形態的特徴に類似していると主張する。控訴人らは、上記類似を根拠として、被控訴人が被控訴人製品を製造、販売する行為は、①控訴人A社の有する控訴人製品の著作権及び同著作権について控訴人B社の有する独占的利用権を侵害する、②不正競争防止法2条1項又は2号の「不正競争」に該当する、③仮に、上記侵害及び不正競争に該当すると認められなくても、民法709条の不法行為が成立すると主張する。そして、控訴人らは、被控訴人に対し、①被控訴人製品の製造、販売等の差止め及び破棄、②損害賠償金等の支払、③謝罪広告を求めた。

原審は、①控訴人製品のデザインの著作物性を否定し、②被控訴人が被控訴人製品を製造、販売する行為は、「不正競争」に該当せず、③一般不法行為も成立しないと判断し、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

控訴人らは、原判決を不服として、控訴を提起した。

2 争点

主な争点は、①控訴人製品の著作物性の有無、②侵害の有無、③不正競争防止法2条1項1号又は2号の「不正競争」該当性の有無である。

3 本判決の内容

(1)ア 本判決は、幼児用椅子のように、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物である応用美術についても、他の表現物と同様に、著作権法2条1項1号の要件を充たせば、「美術の著作物」（著作権法10条1項4号）として著作権法上の保護を受ける旨判示した。そして、本判決は、著作権法2条1項1号所定の「創作的に表現し

たもの」といえるためには、「当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。表現が平凡かつありふれたものである場合、当該表現は、作成者の個性が発揮されたものとはいえず、『創作的』な表現ということとはできない。」と判示した。

本判決は、応用美術の著作物性が肯定されるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要するという被控訴人の主張を、排斥した。

イ そして、本判決は、控訴人製品につき、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人A社代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現といえるとして、控訴人製品の著作物性を認めた。

ウ 本判決は、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえず、したがって、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売は、控訴人A社の著作権及び控訴人B社の独占的利用権のいずれも、侵害するものとはいえないと判断した。

(2)ア 本判決は、商品の形態が、①客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており（特別顕著性）、②特定の事業者による長期間に及ぶ継続的かつ独占的な使用、強力な宣伝広告等により、需要者において、当該特定の事業者の出所を表示するものとして周知されるに至れば（周知性）、不正競争防止法2条1項1号の「商品等の表示」に該当するものといえる旨判示した。

イ 本判決は、控訴人製品のうち、作成者である控訴人A社代表者の個性が発揮されている前記の点は、これら2つの要件を充たすと判断し、控訴人製品が「商品等の表示」に該当することを認めた。

ウ 本判決は、控訴人製品のうち、上記要件を充たす部分と被控訴人製品との間に類似性を認めることはできないと判断し、「不正競争」該当性を否定した。

(3) 本判決は、一般不法行為についても成立しない旨判断し、結論として、控訴人らの請求をすべて棄却した原判決を維持した。

以 上